

北極評議会：その機能的・組織的展開とオブザーバーの役割

稲垣治 幡谷咲子

要旨

2017年5月、北極8カ国の閣僚は、北極評議会(AC)を北極域のための「秀でた(preeminent)政府間フォーラム」と表現した(2017年フェアバンクス閣僚宣言)。本稿は、ACがこのような重要なフォーラムとなりえた一因を、それが北極域の自然的・政治的变化に応じて自らを柔軟に変化させてきたことに求めた上で、①ACの機能と組織がどのように展開してきたのか、②変化するACにおいてオブザーバーに求められる役割、とりわけオブザーバーたる日本はどのようにACに関与していけばよいのか、の2点を検討する。①に関しては、ACがその組織的展開を梃にしつつ、従来の主たる活動であった科学的評価から政策形成さらには条約の形成や実施に至るまでその機能を拡大してきたと指摘し、②に関しては、機能拡大するACに対して日本は、自然科学者、人文社会科学者、政府関係者の連携をより強化してその活動に関与していく必要があると主張する。

1. はじめに

北極評議会(Arctic Council)は、北緯66度33分以上の北極圏に領土をもつ8カ国¹(以下「北極圏国」)によって1996年に設立された、北極の共通の諸課題につき、北極圏国の間で協力、調整と相互作用を促進する手段を提供するための高級レベルのフォーラムである。北極評議会は、オタワ宣言と呼ばれる法的拘束力のない文書に基づき設立されており、一般に国際法上の国際機構とはみなされていない。北極の先住民族団体が常時参加者(permanent participants)として評議会の活動に参加し、大きな影響力をもっているのも特徴である。これまで北極評議会は、主にその下にある6つの作業部会を通じて北極環境の科学的評価を中心とする多くの成果物を生み出してきた。

今世紀に入り、北極は自然的、政治的变化の著しい地域へと変貌を遂げたが、北極評議会は、この変化に柔軟に適応してきた。とりわけ2000年代の半ばには、北極における気候変動の進行や海氷の減少が広く知られるようになり、それに伴い資源開発と航路利用などの可能性が生じると、国際社会からの北極への関心が急速に高まった。この北極の劇的な変化は、それまでの北極評議会のあり方の見直しへとつながった。すなわち北極圏国は、2009年頃から北極評議会を強化するための検討を開始し、その組織改革と機能拡大を図ってきた。その結果、組織的には、常設事務局が設置され、機能的には、従来の科学的評価に留まらず政策的な議論やさらには条約交渉がなされるまでになっている。かくして北極圏国は、北極

¹ アイスランド、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、米国、ロシアの8カ国。

評議会を北極の「第一義的なフォーラム²」と表現するようになった。

北極評議会は、日本を含む非北極圏国によっても重要なフォーラムとして認められている³。非北極圏国は、北極圏国による承認を条件に北極評議会のオブザーバーの資格を得ることができる。2000年代の半ば以降、中国、韓国、日本など非北極圏国によるオブザーバー資格の申請が相次いだことを受け、北極圏国は、組織改革の一環としてオブザーバー改革を実施した。日本は、2009年にオブザーバー資格の申請を行い、改革を経た2013年に中国、韓国などとともオブザーバーとして承認されている。現在、北極評議会の活動にオブザーバーとしてどのように関与していけるのかが、非北極圏国にとっての重要な課題となっている。

本章では、北極評議会を概説する。その際、以上のような歴史を踏まえて、1996年の設立以来、北極評議会がどのように組織的、機能的に展開してきたのか、また北極評議会におけるオブザーバーの資格と実際の関与がどのように展開してきたのかに焦点をあてる。

2. 組織的展開

まず北極評議会の組織的展開に着眼する。最初に北極評議会の設立経緯とその組織構造を確認した上で(2.1)、主に2009年から2013年に行われた組織改革の背景とその内容について概観する(2.2)。

2.1. 設立経緯と組織構造

北極評議会設立の構想は、1987年にソ連書記長ゴルバチョフがムルマンスクにおいて行った演説にまで遡る。この演説で提唱された、北極の環境保護に関する協力に対しては、フィンランドとカナダからそれぞれ具体的なイニシアティブが提案された。すなわちフィンランドは、北極の環境保護に関する会議を提案したのに対し、カナダは、より幅広いマנדートをもつ北極評議会という名の国際機構の設立を提案した。1991年北極圏国は、フィンランドの提案を基礎として北極圏環境保護戦略(AEPS)を採択した⁴。AEPSの成立後も依

² 2013年に北極圏国が採択した共同声明「北極への展望」においてこの表現が初めて用いられた(AC, 2013a)。その後、2017年のフェアバンクス閣僚宣言においても同様の表現が用いられている(AC, 2017, preamble)。

³ 例えば、日本が2015年10月に公表した北極政策では、北極評議会の活動により一層貢献していくことが謳われているし(日本, 2015)、日本、中国、韓国の3カ国も2018年6月に採択した共同声明において「北極評議会が果たす積極的な役割を評価」した(日中韓, 2018, 第9項)。欧州連合(EU)は、2016年4月の統合北極政策において「この数十年のうちに、多くの北極域の協力フォーラムが設立されてきたが、その中で最も重要なものが北極評議会である」とする(EU, 2016, p. 13)。

⁴ AEPSは、環境保護を目的とした国際的枠組であり、その実際の活動は、4つのプログラム(作業部会)、すなわち北極監視評価(AMAP)、北極圏植物相・動物相保存(CAFF)、緊急事態防止、準備及び対応(EPPR)、北極海洋環境保護(PAME)によって行われた。AEPSの組織構造の多くは、北極評議会に引き継がれている。なお、AEPSとその設立過程については、(大西, 2013)参照。

然として北極評議会の設立を目指していたカナダは、1995年には環境保護のみならず、持続可能な開発も扱う新たな国際機構へと AEPS を転換することを提案した。しかし、米国は、北極評議会のマンデートは環境問題に限定されるべきとし、またそれを国際機構とすることにも反対した (Pedersen, T., 2012, pp. 148-149)。交渉の結果、北極圏国は、法人格を有さない評議会の設立に合意し、1996年9月、北極評議会の設立に関する宣言（以下、「オタワ宣言」）に署名した。このオタワ宣言は法的拘束力のない文書であり、また北極評議会は国際法人格を有していないため、一般に国際法上の国際機構とはみなされていない (Bloom, E., 1999, p. 721)。

北極評議会は、設立文書たるオタワ宣言と1998年に採択された手続規則(2013年に改正)に基づいて運営されている。オタワ宣言第1項によれば、北極評議会は、「北極の共通の諸課題、特に北極における持続可能な開発と環境保護に関する諸課題につき北極先住民社会その他の北極住民の関与を得て北極圏国の間で協力、調整および相互作用を促進する手段を提供する」ための高級レベルのフォーラムとして設立されるとある。したがって、北極評議会のマンデートは、「北極域の共通諸課題」に及び、環境保護に主眼のあった AEPS のそれよりも拡大している。ただし同項に付された脚注により、「北極評議会は、軍事上の安全保障にかかわる問題を扱うべきではない」とされている。加えて北極評議会は、海産哺乳動物や漁業資源管理の問題をこれまで扱ってこなかった (Molenaar, E. J., 2012, p. 570)。

北極評議会の組織は、閣僚会合、北極高級実務者会合および作業部会などの補助機関から構成される。組織構造上、最上位に位置する閣僚会合は、北極圏国の閣僚から構成される。通常隔年で開催され、主に新たなプロジェクトの実施の決定、提出された成果物を承認する決定、新たな補助機関を設置する決定などを行う。こうした意思決定は、通常、会合時に北極圏国閣僚が署名する閣僚宣言で公表される⁵。北極高級実務者 (SAO) 会合は、各北極圏国が指名する SAO から構成され、通常年に2回開催される。SAO は、閣僚会合の決定に従い補助機関を調整・指導・監視し、また閣僚会合に提出される提案に対して閣僚会合に勧告を行う。北極評議会の実質的な活動は、主に作業部会によって行われている。現在 AEPS の下で設立された4つの作業部会 (AMAP、CAFF、EPPR、PAME) の他に、持続可能な開発作業部会 (SDWG) 北極圏汚染物質行動計画作業部会 (ACAP) がその後設立され、計6つの作業部会が活動する。北極評議会は、閣僚会合における合意に基づき、作業部会、タスクフォース、その他の補助機関を設立することができる。

北極評議会の構成国は、持ち回りで閣僚会合終了後から次の閣僚会合開催までの2年間議長国を務め、閣僚会合および SAO 会合の議長を務める。また2007年に事務局が一時的にノルウェーのトロムソに置かれるようになる⁶まで、議長国が、閣僚会合と SAO 会合開催

⁵ ただし2019年5月のロバニエミ閣僚会合では、北極評議会の歴史上初めて閣僚宣言を发出することができず、代わりに共同閣僚声明と議長声明が公表された。

⁶ ノルウェー、スウェーデン、デンマークの北欧3カ国が議長国であった2007年から2013年までの間、事務局が一時的にノルウェーのトロムソに設置されていた。

に係る事務的支援を提供してきた。なお6つある作業部会うち AMAP、CAFF、PAME および SDWG は、独自の事務局を有している。

北極評議会の意思決定は、その補助機関の決定も含めて、すべての構成国すなわち北極8カ国のコンセンサスによって行われる。ただし北極先住民団体には常時参加者の資格が付与され⁷、北極評議会の意思決定に参画する権限はないものの、評議会において積極的に参加し、十分な協議を得る機会が与えられている。このため常時参加者は、評議会の意思決定に事実上大きな影響力を有している (Dorough, S. D., 2017, pp. 82-83)。

北極評議会の作業に貢献できると認定された非北極圏国、政府間および議会間組織、非政府間組織には、オブザーバー資格が開かれている。オブザーバーは、評議会の意思決定に参画することはできない。2019年7月現在、日本を含む13カ国の非北極圏国、14の政府間および議会間組織、そして12の非政府組織がオブザーバーの資格を有している。またEUによるオブザーバー資格の申請について、北極圏国は2013年のキルナ閣僚会合にてその申請を受理したが、正式な承認は現在まで延期されている。しかし実際、EUは事実上のオブザーバーとして、正式に承認されたオブザーバーと殆ど同じ扱いを受けている (Graczyk, P. and Koivurova, T., 2015, p. 320)。

2.3. 組織改革

今世紀に入り、北極は大きな変化を遂げた。まず北極海の海氷が減少していることや、北極において気候変動が急速に進行していることが広く知られるようになり、この北極の自然環境の変化は、北極をめぐる政治的な変化ももたらした。海氷の減少に伴い北極海の海洋資源の開発や航路利用の可能性が高まったことで、非北極圏国による北極評議会のオブザーバー資格の申請が増加した (表1参照)。こうして北極圏国は、非北極圏国からのオブザーバー申請にどのように対応するかという課題に直面することになった。

また2007年にロシアの潜水艇が北極点に自国の国旗を立てたことも世界から注目を浴び、北極では国際法が欠缺しており、その資源は早い者勝ちであるとの誤った認識を広めることになった。そこで北極沿岸国5カ国⁸は、2008年5月に北極海会議を開催し、この誤った認識の払拭を試みた (Molenaar, E. J., 2017, pp. 24-25)。すなわち5カ国は、イルリサット宣言を採択して、海洋法をはじめとする広範な国際法枠組が北極海に適用されること、北極海を規律する新たな包括的な法レジームを発展させる必要はないこと、を確認した。他方で、この北極沿岸国の行動は、フィンランド、スウェーデン、フィンランドと常時参加者から北極評議会を弱体化させるものとして批判され (Ibid., p.60)、北極沿岸国 (A5) と北極圏国 (A8)

⁷ 2019年7月現在、アリュート国際協会 (AIA)、北極圏アサバスカ評議会 (AAC)、グイッチン国際評議会 (GCI)、イヌイット極域評議会 (ICC)、ロシア北方民族協会 (RAIPON)、サーミ評議会 (Saami Council) の6つの先住民団体が常時参加者として認められている。

⁸ カナダ、デンマーク、ノルウェー、米国、ロシアの5カ国。

の対立を生むことにもなった⁹。

このような北極域の自然的・政治的変化を受けて、北極評議会を含む北極地域協力の限界とその克服に関する議論がなされるようになる（Young, O. R., 2009, p. 75.）。例えば、世界自然保護基金（WWF）は、北極評議会が非拘束的文書で設立され、また拘束的な決定を下せないことをその限界とみて、北極評議会に条約による基礎づけを与えることを提案する報告書を公表した（WWF, 2008; 2010）。欧州議会も、南極条約に倣った北極の保護に関する条約の交渉を進めるよう欧州委員会に提案する決議を採択した（EU, 2008, para. 15）。

こうした流れの中で北極圏国も北極評議会の組織改革について議論を開始する。2010年5月には初めてとなる副大臣会合が開催され、北極評議会を強化するためにオブザーバーや常設事務局などの問題をパッケージで閣僚に提案する文書を作成することが決定された（ACSAO, 2011, p. 3）。この決定に従い、2011年の閣僚会合には「北極評議会強化のための枠組」と題する文書（以下、「枠組文書」）が提出された（*Ibid.*, pp. 48-51）。この文書は主に、①常設事務局設置とその骨子、②北極評議会の決定の性質とタスクフォースの更なる利用、③新たなオブザーバー規則の骨子から構成される。以下では、①と②のその後の展開について概観することにし、③のオブザーバーに関しては、本章4. で扱うことにする。

まず①の常設事務局設置である。枠組文書を受けて、2011年、北極圏国の閣僚は、「北極が直面する挑戦や機会に北極評議会が対応する能力を強化する」ために常設事務局をノルウェーのトロムソに設置し2013年までに活動を開始することを決定し、またこの決定を実施するためのタスクフォース（制度問題タスクフォース）を設立した。2012年5月の副大臣会合においては事務局付託事項をはじめとする事務局関連文書が承認され、また2013年1月には、ホスト国協定がノルウェー政府と北極評議会事務局長によって署名された。なお、AEPS時代に設立され北極評議会でも維持されてきた先住民族事務局は、常設事務局の一部署となり、場所もコペンハーゲンからトロムソに移された。

事務局は、事務局長とその他の職員で構成される。事務局長は、SAOにより任命され、その議長を通してSAOに対して責任を負う。その他の職員は、SAOと協議の上、事務局長により任命される。また事務局のための常設予算も設けられた。それまでプロジェクトごとの任意拠出で運営されてきた北極評議会の歴史において初めての常設予算であった。

事務局の主要な機能は、大きく、評議会の行政的支援と連絡・アウトリーチ活動の2つに分かれる。行政的支援に関しては、議長国と協力しての閣僚会合やSAO会合の準備、独自の事務局を持たない作業部会（ACAPとEPPR）に対する支援、さらに作業部会以外の補助機関、すなわちタスクフォースや専門家部会に対しても会合開催のための支援を提供している。連絡・アウトリーチ活動に関しては、北極評議会のウェブサイトやSNSの維持管理、

⁹ しかしその後2009年米国にオバマ政権が誕生し、A5の枠組を退けたことでこの対立に終止符が打たれた（Pedersen, T., 2011, pp. 149-152.）。ただし中央北極海における漁業管理分野、とりわけ2018年10月の中央北極海無規制公海漁業防止協定の署名開放に至る過程においては、引き続きA5の枠組が重要な役割を果たした。

北極評議会を代表して外部の会議やイベントへの参加などを行っている。

常設事務局の法的地位に関してホスト国協定第2条は、「事務局は、ノルウェーにおいてその機能を果たすための法的な人格および資格をもつ」と規定する。これは、事務局の国際法人格ではなく、ノルウェーにおける国内法人格の規定であると解される。また事務局とその職員には、特権免除が付与されている（同協定第6-16条）。このようにホスト国協定では事務局の国内法人格しか規定していないことに鑑みると、北極評議会自体が国際法人格を有するようになったとは考えられない。このため常設事務局の設置は、北極評議会の国際法上の地位を変更しなかったと考えるのが妥当である（Takei, Y., 2015, pp. 353-355）。

続いて②の北極評議会の決定の性質とタスクフォースの更なる利用に関してである。枠組文書によれば、作業部会は評議会の作業を進める主要な手段であり続けるが、特殊な専門性が必要とされる特定のイニシアティヴについては、タスクフォースが必要になるかもしれないとして、タスクフォースの更なる利用を示唆している。実際に近年、作業部会以外の補助機関、とりわけタスクフォースや専門家部会が多く設立され活用されている。常設の作業部会と異なり、タスクフォースは、一定の期限を設けて特定の問題について作業をするために設立される。具体的には、条約交渉や評議会の組織改革など政策的に重要な問題を扱うことが多い。専門家部会も、期限を設けて特定の作業に取り組むが、科学的に専門的な知見が求められる問題を扱う傾向がある。

以上のように、北極の変化に直面する中で、北極評議会に条約の基礎づけを与える提案もなされたが、北極圏国はそれを選択しなかった。北極圏国は、非拘束的文書で設立され、法人格を有さないという北極評議会の基本的な性格を変更せずに、常設事務局の設置や新たな補助機関の利用を内容とする組織改革を行い、北極の変化に適応させてきたのである（Molenaar, E. J., 2017, pp. 61-62.）。

3. 機能的展開

北極圏国は、北極評議会の組織改革と同時に、その機能強化も図ってきた。例えば2013年に北極評議会の議長国が一巡したことを受けて採択された共同声明「北極への展望」において、北極圏国は「北極評議会の役割を政策の方向付け（policy-shaping）から政策形成（policy-making）へと拡大する機会を追求する」と宣言している（AC, 2013a）。ここには北極評議会の機能を拡大・強化させる北極圏国の決意が読み取れる。またヴァンダーズワグ教授は、近年の北極評議会の活動を分析して、『対話と研究』のフォーラムから政策を方向付けるフォーラムへ、さらには法形成フォーラムへと発展しつつある」と評価している（ヴァンダーズワグ, 2018, p.16）。以下では、北極評議会の下で行われてきた主要なプロジェクトを概観することを通じて、その機能が、北極環境の科学的評価機能（3.1）、政策の方向付け機能（3.2）そして条約の形成および実施機能（3.3）へと拡大していることを示す。

3.1. 北極環境の科学的評価機能－課題の特定

これまで北極評議会が果たしてきた中心的な機能が、北極環境の科学的評価機能である。北極環境の科学的評価とは、科学的調査や観測データに基づき、人間活動や気候変動などの環境要因が北極における自然環境や生活環境に与える影響を評価することである。北極評議会が作成してきた科学的評価は、北極の自然環境や生活環境が抱える問題点を特定する機能を果たしてきており、評議会の成果物の中でも最も実効的だと評価されている (Kankaanpää, P. and Young, O. R., 2012, pp. 4 and 7)。

北極評議会の歴史上、最も大きな影響力をもったとされる科学的評価が、AMAP、CAFF および国際北極科学委員会 (IASC) の共同で実施された北極気候影響評価 (ACIA) である。このプロジェクトは、気候変動の動向とその自然環境や社会に対する影響を評価することを目的として 2000 年に開始され、2004 年の公表された報告書では、主要な結論として北極気候の温暖化が現在急速に進行していること、北極気候の温暖化とその帰結が世界的な影響をもたらすことなどが明らかにされた。ACIA は、それまでの「凍った砂漠」という北極像から、急速に変化を遂げている地域という北極像へと一変させ、北極に対する国際社会の関心が急速に高まる契機となったとされる (Koivurova, T., 2010, p.149)。ACIA の成果は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) などの外部の国際制度にも影響を与えている (Nilsson, A.E., 2012, p. 200)。

北極環境の科学的評価は、現在においても北極評議会が果たす中心的機能であり続けている。例えば、AMAP による海洋酸性化 (AOA) や北極圏の雪氷 (SWIPA) に関するプロジェクト、CAFF による北極生物多様性評価 (ABA) などが主要なものである。また北極評議会の科学的評価の対象は、自然環境にとどまらず、先住民族をはじめ北極に暮らす人々の生活環境も含まれる。SDWG が行ってきた北極人間開発報告などのプロジェクトがそれである。さらに最近では、AMAP を中心に実施された変動する北極への適応行動 (AACA) のような気候変動や石油・ガス開発など複数の要因が自然環境や生活環境に与える影響を包括的に評価の対象にするプロジェクトも存在する。

3.2. 政策の方向付け機能—解決策の模索

北極評議会が果たしてきた第 2 の機能が、政策の方向付けである。科学的評価機能が、科学的評価を通じた課題の特定に重点が置かれていたのに対して、政策の方向付け機能は、特定された課題の解決のためどのような行動をとるべきかという政策面に踏み込んでいる点に特徴がある。ただ北極評議会が作成する成果物は、「勧告」「ガイドライン」「枠組」「戦略」「計画」といった法的拘束力のない形式であるため、政策の「形成」ではなく「方向付け」と呼ばれることが多い。政策の方向付けは、北極評議会が近年突如担うようになったものではなく、APES の時代や北極評議会の設立時からなされてきた。けれども、後述の北極海運評価 (2009 年) 以降、北極評議会がこの機能をより積極的に果たすようになってきていること (Molenaar, E. J., 2017, p. 54) は、注目に値する機能的展開である。

この機能を果たしたプロジェクトとして特に名高いのが、PAME によって実施された北

極海運評価 (AMSA) である。AMSA は、前述した ACIA の主要な結論の 1 つが「海氷の減少により海運と資源へのアクセスが増加する可能性が非常に高い」と指摘していることを受け、北極海における船舶の利用が北極の人間と海洋環境にもたらす影響を評価することを目的として、2004 年開に開始され、その報告書は 2009 年の閣僚会合で承認された。この報告書には、北極評議会や北極圏国、その他のアクターに対する 17 の勧告が含まれている。重要なのは、これらの勧告が、その後着実に実施されてきたことである (Graczyk, P. and Koivurova, T., 2015, p. 314)。例えば、北極における捜索救助のための文書作成を求める勧告 I (E) は、後述するように、北極評議会の下で交渉がなされた初めての条約である北極捜索救助協定 (2011 年署名) へと結実した。さらに国際海事機関 (IMO) における北極で航行する船舶に関する国際基準を強化する取り組みに支持を与えることを要請する勧告 I (B) は、2015 年の IMO における法的拘束力のある極海コード (Polar Code)¹⁰の採択につながった。このように北極評議会は、北極圏国のみでは解決できない問題に関しては、外部の普遍的な国際機構にも影響を与えることで問題解決を目指してきた (Takei, Y. 2015, pp. 369-372)。

海運以外の分野においても北極評議会は、非拘束的文書を発展させてきた。その例としては、北極沖合石油ガス開発に関するガイドライン、汎北極海洋保護区ネットワークの枠組¹¹、北極の海域における油濁の防止および海上活動に関する協力のための枠組計画、後述するブラックカーボンおよびメタンの排出削減強化に関する行動のための枠組などがある。これらの文書については、非拘束的であるが故にその実効性に問題を抱える一方、先住民族や非北極圏国の参加を容易に確保できる利点があると指摘される (ジョンストン, 2018, pp. 42-45)。

また後述する北極評議会の条約形成機能との関係では、その前段階として既存の国際法の枠組が十分であるかどうかを検証するプロジェクトが実施されてきたことが注目される。その中でも重要なのが 2009 年から開始された PAME の北極海レビュー (AOR) である。AOR は、北極海洋環境の保全に関する地域的または普遍的な措置や文書の情報を集める第 1 期 (2009-11 年) と集められた措置や文書の十分性を評価し、弱点を特定する第 2 期 (2011-13 年) の 2 段階で進められた。2013 年の第 2 期の報告書では、生物資源保存、石油・ガス開発、海洋科学調査といった分野毎に、既存の枠組の限界とそれを克服するために北極圏国や北極評議会が今後とるべき措置が勧告されている (PAME, 2013)。

3.3. 条約の形成および実施機能—北極評議会体制の出現？

科学的評価機能と政策の方向付け機能は、APES 時代から引き継がれた機能であったのに対して、ここで見る条約の形成および実施機能は、2009 年頃から北極評議会が担うように

¹⁰ 極海コードは、北極海と南極海を航行する船舶に適用される国際基準であり、MARPOL 条約、SOLAS 条約および STCW 条約を改正、追加する方式で導入された。極海コードの法的意義に関しては、(西本, 2018) を参照。

¹¹ この枠組の意義と課題については (ラロンド, 2018) 参照。

なった新たなものであり、近年で最も注目すべき機能的展開である。

3.3.1. 条約の形成機能

ここで北極評議会の条約の形成機能とは、北極評議会が条約交渉の場を提供するということである。北極評議会の下での条約交渉については、2005年にロシアが緊急事態防止に関する協力協定の交渉をEPPRに提案したことがあった。しかしその時は、新たな枠組は必要ないということで合意され、実現しなかった（Takei, Y., 2015, pp. 357-359）。実際に条約交渉が始まるのは、北極海における人間活動の増加の見込みや上記のAMSA勧告を受けて、2009年4月の閣僚会合で北極の捜索救助に関する国際文書の交渉のためのタスクフォースが設立されてからである。それ以来、北極評議会の下で北極における上空および海洋での捜索救助協力協定（以下「北極SAR協定」）¹²、北極における海洋油濁汚染への準備及び対応に関する協力協定（以下「MOSPA協定」）および北極に関する国際科学協力を促進するための協定（以下「北極科学協力協定」）¹³という3つの条約が形成されてきた。これら条約の基本情報をまとめると、表2のようになる。

これら3つの条約は、いずれも閣僚宣言によって設立された補助機関であるタスクフォースで交渉され、閣僚会合において北極圏国の閣僚によって署名されている。注意すべきは、北極評議会がこれら条約を採択したわけではないことである。北極評議会による条約形成への寄与は、飽くまで条約交渉の場を提供したことと北極圏国による署名が閣僚会合で行われたことに留まる。けれども、北極評議会の下で条約が形成されたことには、重要な意義がある。第1に、北極評議会が非拘束的文書で設立されているのにも関わらず、条約形成という重要な機能を果たし得ることを証明し、その位置づけを高めたことである（Graczyk, P. and Koivurova, T., 2015, p. 318）。第2に、条約が北極評議会を構成する8カ国間で締結されたことは、北極地域協力の中心となる諸国が、北極沿岸5カ国ではなく、北極圏8カ国であることを示したことである（*Ibid.*, p. 319）。

3.3.2. 条約の実施機能

近年北極評議会は、条約の形成に留まらず、さらに進んで条約の国際的実施¹⁴の機能を果たすようになってきている。すなわち、EPPRによる北極SAR協定とMOSPA協定の実施である。まずEPPRによる北極SAR協定の実施は、協定が発効して2年ほど経ってから始まる。2015年12月にEPPRは、北極の捜索救助に関する高級レベルの政府間議論を円滑にし、北極SAR協定の実施を確保することを目的に、その内部に捜索救助専門家部会を設立した。同専門家部会は、各国の捜索救助活動や演習から得られた教訓や知識のデータベース化や

¹² 同協定の詳しい内容については、（Takei, Y., 2013）を参照。

¹³ 同協定の法的意義については、（柴田, 2018）を参照。

¹⁴ ここで国際的実施とは、条約規定の実現を容易にし、促進するための国際的平面における措置という意味で用いている。

北極沿岸警備隊フォーラム（ACGF）¹⁵など関連する国際制度との調整や情報共有について議論を行っている（EPPR, 2018b）。なお北極 SAR 協定には、同協定の実施に関する EPPR の権限についての明文規定は存在しない。

これに対して、EPPR による MOSPA 協定への関与は、同協定が交渉されている頃に遡る。MOSPA 協定第 21 条 1 項は、協定の実施を支援するために当事国が「運用上の指針」を作成すると規定する。運用上の指針は、協定の細則を定めるものであり、協定の附録に含まれるとされる。ただ協定の附録は、協定の不可分の一部を構成するものではなく、法的拘束力はない（第 20 条 1 項）。EPPR は、未だ MOSPA 協定が交渉中であった 2012 年 3 月に SAOs からこの運用上の指針の作成を要請され、2013 年 1 月に作業を完了させている。運用上の指針は、MOSPA 協定の附録 IV となった。2013 年 3 月には、EPPR は SAOs から運用上の指針を更新する責任を付与された。これに加え EPPR は、協定当事国による油濁汚染事故を想定した演習の計画、実施、評価を支援してきた。EPPR によるこの一連の支援は、協定当事国による共同演習および訓練を通じて協力の促進を求める、MOSPA 協定第 13 条の国際的実施であると考えられる。なお 2016 年 12 月に EPPR は、その内部に海洋環境対応専門家部会を設置し、現在、同専門家部会が MOSPA 協定の実施を担っている。北極 SAR 協定と同様に、MOSPA 協定にも同協定の実施に関する EPPR の権限についての明文規定は存在しない。

このように EPPR は、北極 SAR 協定と MOSPA 協定を国際的平面で実施する機能を果たしてきているが、ここで問題となるのは、EPPR と両協定の下でそれぞれ開催が予定されている締約国会合との関係性や役割分担である。まず北極 SAR 協定に関しては、2019 年 7 月時点でその締約国会合が開催されたという情報は管見の限りない（参照、Molenaar, E. J., 2017, p. 56）。このため北極 SAR 協定の実施は、締約国会合ではなく、専ら EPPR の捜索救助専門家部会が担っているとみてよいように思われる。これに対して、MOSPA 協定の下では、2017 年 3 月に第 1 回締約国会合が開かれ、MOSPA 協定の附録の改定手続について議論され、2017 年 12 月には第 2 回締約国会合が開催されて、附録の改定手続になど関する新たな附録（附録 VI）が採択された¹⁶（EPPR, 2018a）。このように MOSPA 協定の実施では、締約国会合が附録の採択・修正を行い、EPPR の環境対応専門家部会が運用上の指針（附録 IV）の更新や演習の計画、実施、評価の支援を行う、という分業が生まれつつある。他方で北極科学協力協定に関しては、その国際的実施を担う北極評議会の作業部会は存在せず（Molenaar, E. J., 2017, p. 57）、したがって同協定の実施は、専ら締約国会合に委ねられていると考えられる。このためその実施の脆弱性を懸念する見解もある（Smieszek, M., 2017, p. 443）。なお北極科学協力協定の第 1 回締約国会合は、2019 年 3 月 11 日に開催された。

以上ように北極評議会とその下で作成された北極 SAR 協定と MOSPA 協定は、それが北

¹⁵ ACGF は、北極圏国によって 2015 年 10 月に設立された北極各国の沿岸警備隊の協力組織である。北極評議会からは独立して存在している。

¹⁶ MOSPA 協定の署名時には、附録は I～V の 5 つだった。新たな附録を採択する権限は、締約国会議に与えられている（第 20 条 2 項）。

極評議会によって正式に採択されたものではないのにも拘わらず、またいずれの協定にも EPPR の実施権限についての明文規定が存在しないのにも拘わらず、実行を通じてますます結びつきを強めており、まさに Erik Molenaar 教授がいうところの「北極評議会体制」が出現しつつあるように思われる (Molenaar, E. J., 2017, p. 55)。

4. オブザーバーの関与

前述したとおり、北極評議会が直面していた課題の 1 つは、増加する非北極圏国からオブザーバー資格の申請に対し、どのように対応していくのかということであった。北極圏国は、北極評議会のオブザーバー改革という形で、それに応答した。以下では、まず改革に伴うオブザーバーの資格の展開を確認した (4.1) 後に、オブザーバーの実際の関与へと目を転じ、いくつかの注目すべき最近の事例を概観する (4.2)。

4.1. オブザーバーの資格の展開

北極圏国は、北極評議会へのオブザーバーの関与に対してアンビバレンスを抱えていると考えられる。すなわち、非北極圏国・アクターがオブザーバーとして評議会に関与することは、北極評議会における北極圏国の主導権や先住民族の影響力を低下させるのではないかとの懸念がある一方で¹⁷、気候変動をはじめとして非北極圏国・アクターの協力を得られなければ解決できない問題が存在する¹⁸というものである。主に 2009 年から 2013 年にかけて実施されたオブザーバー改革は、こうしたアンビバレンスが反映されたものとなっている。オブザーバー改革は、2009 年に正式に議論が始まり、2011 年のヌーク閣僚会合に提出された枠組文書でオブザーバーに関する規則の骨子が示されるとともに、制度問題タスクフォースが設置されて、手続規則 (以下「旧規則」) の改正作業が始まった。そして 2013 年のキルナ閣僚会合において改正手続規則 (AC, 2013b 以下「新規則」) と補助機関オブザーバーマニュアル (AC, 2013c) が採択されて、改革は一応完了した。以下では、このオブザーバー改革で何が変わったのかを確認する。

第 1 に、オブザーバー承認ための詳細な基準が盛り込まれた。オタワ宣言と旧規則では、オブザーバーの資格は「北極評議会がその作業に貢献できると認定する」非北極圏国等に開放されるとあり、これが唯一の承認の基準となっていた。オブザーバー改革では、より詳細な基準が定められた。すなわち新規則付属書 2 は、オブザーバー資格の申請者の適格性を判断する際、北極評議会は、特に以下の 7 つの点の程度を考慮すると規定する。

- a. オタワ宣言に規定される北極評議会の目的を受諾し、支持すること；

¹⁷ とりわけ常時参加者には、中国や EU などの強力な非北極圏国・アクターがオブザーバーとなることにより、北極評議会におけるその影響力が低下してしまうことへの懸念があると指摘される (Graczyk, P. and Koivurova, T., 2013, p. 5)。

¹⁸ 例えば Oran Young は、北極と非北極は密接に関連していることから、北極評議会において非北極圏国と非北極アクターにより大きな参加の機会を与えるべきことを 2008 年の時点で提言していた (Young, O. R., 2009, p. 80)。

- b. 北極における北極圏国の主権、主権的権利および管轄権を承認すること；
- c. とりわけ海洋法をはじめとする広範な法的枠組が北極海に適用されること、またこの枠組が北極海の責任ある管理のための確固たる基礎を提供していることを承認すること；
- d. 北極先住民族および他の北極の住民の価値、利害、文化および伝統を尊重すること；
- e. 北極評議会の常時参加者と他の北極先住民族の作業に貢献する政治的意思および経済的能力を示していること；
- f. 北極評議会の作業に関連した北極への関心と専門性を示していること；
- g. 北極評議会の構成国および常時参加者とのパートナーシップを通じて北極に関する懸念をグローバルな意思決定機関へ持ち込むことを含む、北極評議会の作業への具体的関心とそれを支持する能力を示していること。

第 2 に、オブザーバーの役割や権利が明確化された。関係する手続規則第 37 項と 38 項の新旧規定を比較すると表 3 のようになる。まず新規則では、オブザーバーの主要な役割が北極評議会の作業の傍聴であると明示された。そしてオブザーバーは、主に作業部会レベルで貢献することが定められた。旧規則第 38 項は、会合の種類を区別せずオブザーバーの権利を規定していたのに対して、新規則第 38 項は、補助機関の会合におけるオブザーバーの権利と閣僚会合におけるそれを分けて規定し、前者は旧規則よりも拡大した。他方で閣僚会合におけるオブザーバーの権利は、書面の提出に限定された。さらにオブザーバーには新たにプロジェクトの提案権が認められたが、その財政的貢献は北極圏国のそれを超えることができない。これはオブザーバーの影響力を抑える趣旨だとされる。オブザーバーの資格が閣僚間でコンセンサスが存在する間継続することや、オタワ宣言又は手続規則と相いれない活動に従事するオブザーバーはその資格を停止されることは旧規則からほぼ変更がない。また旧規則に存在したアドホックオブザーバーの資格¹⁹は廃止された。

第 3 に、オブザーバー審査手続が導入された。新規則付属書 2 第 5 項によれば、オブザーバーはその資格を得てから 4 年毎にオブザーバーの資格への継続的関心を肯定的に表明すべきとされる。この継続的な関心の表明とオブザーバーが閣僚会合毎に提出する北極評議会の作業に関連する活動と貢献に関する情報（付属書 2 第 4 項）を基に、オブザーバーの審査が行われると考えられる。初回のオブザーバー審査は、1998 年から 2000 年までに承認された 14 のオブザーバーを対象として、2015-17 年の米国議長下で行われ、いずれもその資格が再確認された（AC, 2017, para. 43）。2000 年から 2013 年までに承認された日本を含む 18 のオブザーバー審査は、2017-19 年のフィンランド議長下で行われ、2019 年 5 月にその資格が再確認された（AC, 2019, p. 19）。

第 4 に、手続規則とは別に補助機関オブザーバーマニュアル（以下「マニュアル」）が新

¹⁹ 改正前手続規則 37 項参照。アドホックオブザーバーとは、特定の会合のみに参加が許される資格であった。日本も 2013 年 5 月に新規則の下でオブザーバー資格が承認されるまでの間、アドホックオブザーバーの資格で会合に参加していた。

たに作成された。マニュアルの目的は、会合を実効的かつ効率的に運営できるよう補助機関の議長を導くことだとされる。その適用範囲は、補助機関の会合すべてに及び、したがって作業部会だけでなく、タスクフォース、専門家部会、その他の補助機関にも適用される。2013年5月の閣僚会合で採択された時点でのマニュアルの内容は、オブザーバーの役割や権利に関してはオタワ宣言と改正手続規則の関連規定を踏襲するものだった。ところが2015-17年の米国議長下でのオブザーバーとの協力強化の方針の下、2015年10月および2016年10月のSAOs会合でマニュアルに付属書（addendum）が追加された（Knecht, S., 2016）。この付属書には、会合の間、議長は、関心のあるオブザーバーに対して、発言し、書面を提示し、関連する文書を提出する「機会を与えるあらゆる努力をするべきである」との規定が含まれている。この規定は、オブザーバーは「議長の裁量により」発言、書面提示等ができると規定する規則第38項やマニュアル7.4を念頭においた上で、その「議長の裁量」を一定程度制約することを意図するものと考えられる。このように北極評議会の会合におけるオブザーバーの権利に関しては、手続規則の改正後も微調整が続けられている。

ではオブザーバーの資格は改革前とどのように変化したと評価できるだろうか。前述した北極圏国が抱えるアンビバレンスを反映するように、オブザーバーの関与は、一方で拡大が認められると同時に、他方で北極圏国の更なるコントロールの下に置かれることになったように思われる。こうすることで北極圏国は、一方で非北極圏国の協力・貢献を取り込むと同時に、他方で北極評議会における非北極圏国の過度な影響力の増大を抑制するという微妙なバランスを模索してきたと考えられる。

4.2. オブザーバーの関与の展開

続いて北極評議会におけるオブザーバーの実際の関与に目を転じて、その注目すべき展開を概観したい。第1に、北極圏国がオブザーバーの関与を積極的に求めるプロジェクトが現れていることが注目される。その1つ例が、ブラックカーボンに関する北極評議会の一連の取組である。ブラックカーボンは、化石燃料等の燃焼から発生する短寿命気候汚染物質であり、太陽光を吸収して北極の氷の融解を促進するものとして知られている。2015年の閣僚宣言は、「ブラックカーボンおよびメタンの排出削減強化に関する行動のための枠組」（以下「枠組」）を実施することを決定し、そのための専門家部会を設置した。同時に北極圏国は、「この課題のグローバルな性質に鑑み、オブザーバー国に対してこれらの行動に参加すること要請」している（AC, 2015, para. 24）。また枠組は、オブザーバー国にブラックカーボンの排出に関する情報の国家報告を提出すべきとしており（ACSAO, 2015, pp. 118-130）、日本を含むオブザーバー国が国家報告を提出している。2017年の閣僚会合において採択された専門家部会の報告書には、北極圏国のみならずオブザーバー国にも向けられた勧告が含まれている（EGBCM, 2017, p. 16）。このように非北極圏国の協力が求められているのは、非北極圏国に由来するブラックカーボンも北極環境に影響を与えており、非北極圏国の協力なしではその排出削減を十分に達成できないからである。

オブザーバーの積極的な関与を求めるプロジェクトのもう1つの例が、CAFFが実施する北極渡り鳥イニシアティブ（AMBI）である。これは北極域外から北極域に飛来し繁殖する渡り鳥の保全を目的とするプロジェクトである。AMBIを承認した2015年の閣僚宣言は、「このイニシアティブへ貢献するようすべての北極評議会の参加者およびオブザーバーに求めて」いる（AC, 2015, para. 39）。AMBIでは、米州飛路、アフリカ・ユーラシア飛路、周極飛路、東アジア・オーストラリア飛路という4つの渡り鳥の飛路ごとに取り組を行っているが、とりわけ東アジア・オーストラリア飛路では、中国、インド、日本、韓国、シンガポールといった多くのオブザーバー国が協力している。北極圏国がAMBIへの協力を非北極圏国に求めるのも、その協力なくしては渡り鳥の保全が十分に達成できないからである。

第2に、北極評議会の下での条約交渉におけるオブザーバーの関与の展開が注目される。北極評議会にとって最初の条約交渉となった北極SAR協定の交渉では、それに先立つSAO会合においてオブザーバーの参加の可否が議論となり、意見が対立した（ACSAO, 2009, pp. 6-7）結果、結局、オブザーバーのタスクフォースへの参加は認められなかったようである（Takei, Y., 2015, p. 94; Molenaar, E. J., 2017, p. 56）。続くMOSPA協定の交渉では、常時参加者やオブザーバーのWWFの専門家の参加は認められたものの、その他のオブザーバーの参加はやはり認められなかった（Graczyk, P. and Koivurova, T., 2015, p. 317）。

これに対して北極科学協力協定の交渉においては、日本を含むオブザーバーは科学協力タスクフォースの第1回会合から参加している（AC Secretariat, 2014）。そして2015年8月にコペンハーゲンで開催された第6回会合以降、オブザーバーの参加は、会合への単なる出席に留まらず、発言をしたり意見書を提出したりとより実質的なものになっていった（柴田, 2018, p. 240）。さらにこうしてオブザーバーが表明した意見は、成果物たる条約にも反映された（柴田同上）。北極SAR協定およびMOSPA協定と異なり、北極科学協力協定の交渉においてオブザーバーの参加が認められた要因として、協定の適用対象である北極海では、国連海洋法条約上非北極圏国を含めたすべての国に海洋科学調査の権利が認められていること、また透明性や包摂性に関するより広い支持があったことが指摘されている（Molenaar, E. J., 2017, pp. 52-53）。加えて、前述したオブザーバーマニュアルへ追加された付属書（2015年10月追加）がタスクフォースの運営に途中から適用されたことも、条約交渉へのオブザーバーの参加を後押しした可能性がある。いずれにしても、条約交渉という政策的に極めて重要な問題にオブザーバーが実質的に参加し、一定程度成果物にも影響を与えたという事実は、今後の北極評議会におけるオブザーバーの関与の重要な先例になると考えられる。

5. おわりに

これまで北極評議会が非拘束的文書で設立されていること、国際法上の国際機構でないことは、しばしばその限界として捉えられることがあった。北極の急速な変化に直面して、評議会を条約によって基礎付けることが提案されたのは、そうした見方の裏返しであった。しかしながら、本章でみてきたとおり、北極評議会は、非拘束的文書に依拠し、法人格を有

さないというその基本的な性格を維持したまま、組織的および機能的な展開を遂げることで、北極の変化に適応しようとしてきた。むしろ逆説的ではあるが、現在、北極評議会が北極地域協力の重要なフォーラムとして認められているのは、それが非拘束的文書によって設立されており、北極の変化へ機敏に適応できたからとも言えるのかもしれない²⁰。他方で、まさに同じ理由から北極評議会が今後どのように展開していくのかを見通すことは容易ではない。今後も北極評議会の動向を注視していくことが求められている。

参考資料

【表 1】 非北極圏国および EU のオブザーバー申請と承認

国名	申請年	承認年
ドイツ ^a	— ^b	1998 年
オランダ ^a	— ^b	1998 年
ポーランド ^a	— ^b	1998 年
イギリス ^a	— ^b	1998 年
フランス	2000 年	2000 年
スペイン	2006 年	2006 年
中国	2007 年	2013 年
イタリア	2007 年	2013 年
韓国	2008 年	2013 年
EU	2008 年	— ^c
日本 ^a	2009 年	2013 年
シンガポール	2011 年	2013 年
インド	2012 年	2013 年
スイス	2014 年	2017 年
モンゴル	2013 年	— ^d
トルコ	2013 年	— ^d
ギリシャ	2014 年	— ^d

^a 1996 年のオタワ宣言の署名式に出席

^b AEPS の下でのオブザーバーの資格の継続

^c 2013 年のキルナ閣僚会合で申請は受理されたが、正式承認は延期

²⁰ Oran Young 教授は、非拘束的文書によって設立されていることによる、変化する状況に機敏に適応できる能力こそが、北極評議会の強みであるとつとに指摘している (Young, O. R., 2009, p. 76; Young, O. R., 2016, p.109)。

^d 2017年のフェアバンクス閣僚会合までに申請却下
 (出典) Molenaar, E., 2017, p. 49 の表を一部修正

【表 2】 北極評議会の下で交渉された 3 つの条約の基本情報

	北極 SAR 協定	MOSPA 協定	北極科学協力協定
交渉の場	捜索救助タスクフォース (2009年4月29日のトロムソ宣言で設立)	北極油濁汚染準備対応タスクフォース (2011年5月12日のヌーク宣言で設立)	科学協力タスクフォース (2013年5月15日のキルナ宣言で設立、2015年4月24日のイカリット宣言でマンデート延長)
署名日	2011年5月12日 (ヌーク第7回閣僚会合にて)	2013年5月15日 (キルナ第8回閣僚会合にて)	2017年5月11日 (フェアバンクス第10回閣僚会合にて)
発効日	2013年1月19日	2016年3月25日	2018年5月23日
目的	北極における捜索救助の協力と調整を強化すること (第2条)	油濁汚染の準備および対応に関する当事国間の協力、調整、相互援助を強化すること (第1条)	北極にまつわる科学的な知識の発展を効果的かつ効率的に向上させるため、科学的活動における協力を促進すること (第2条)
主な規定	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索救助活動の原則 (第7条) ・捜索救助活動のために他当事国の領域に入る際の手続き (第8条) ・演習等の当事国間の協力 (第9条) ・締約国会合の開催 (第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・油濁汚染事故への体制の整備 (第4条) ・油濁汚染対処のための要員、物資等の国境を越える移動の容易化 (第9条) ・油濁汚染事故の援助費用の償還 (第10条) ・締約国会合の開催 (第14条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的活動の参加者の出入国、研究に必要な資材の持込みや持出しの容易化 (第4条) ・研究設備へのアクセス、調査区域への出入りの容易化 (第5-6条) ・データへのアクセスの容易化 (第7条) ・締約国会合の開催 (第12条)
加入条項の有無	無し (閉鎖条約)	無し (閉鎖条約)	無し (閉鎖条約)

【表 3】 北極評議会手続規則の新旧規定の比較

	旧手続規則 (1998 年)	新し続規則 (2013 年)
37 項	<p>オブザーバーは、北極評議会の閣僚会合および/または他の会合ならびに活動に招待されなければならない。オブザーバーの資格は閣僚会合においてコンセンサスが存在する間継続する。オタワ宣言又は手続規則と相いれない活動に従事するオブザーバーはそのオブザーバーとしての資格を停止される。</p> <p>特定の会合のためのアドホックオブザーバーの資格を付与できる。</p>	<p>一旦、オブザーバーの資格が付与されると、高級北極実務者が別段の決定をしない限り、オブザーバーは、北極評議会の会合および他の活動に招待されなければならない。オブザーバーの資格は閣僚間にコンセンサスが存在する間継続する。オタワ宣言又は手続規則と相いれない活動に従事するオブザーバーはそのオブザーバーとしての資格を停止される。</p>
38 項	<p>オブザーバーは、議長の裁量により発言しおよび関連する文書を会合に提出できる。</p> <p>主催国（筆者注：議長国のこと）は、関心のある当事者に対して適切な記録、文書、報告への時宜にかなったアクセスを提供する。</p>	<p>オブザーバーの主要な役割は、北極評議会の作業を傍聴することである。オブザーバーは、主に作業部会レベルでの関与を通じて貢献する。オブザーバーが参加のために招待された北極評議会の補助機関の会合では、オブザーバーは、議長の裁量により北極圏国および常時参加者の後に発言し、書面を提示し、関連する文書を提出しおよび議論されている問題に関する見解を提供できる。また閣僚会合においてオブザーバーは書面を提出できる。</p> <p>オブザーバーは、北極圏国または常時参加者を通じてプロジェクトを提案できる。しかし、高級北極実務者より別段の決定がなされない限り、いかなるプロジェクトへのすべてのオブザーバーからの財政的貢献の総額も、北極圏国からの資金供給を越えてはならない。</p>

参考文献

- 大西富士夫 (2013) 「『北極環境保護戦略 (AEPS)』とフィンランドの外交イニシアティブ」『国際関係研究 (日本大学)』第 34 卷 1 号 pp. 49-58.
- 柴田明穂 (2018) 「北極国際科学協力促進協定の意義」稲垣治、柴田明穂編著『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』東信堂 pp. 225-253.
- ラロンド (2018) (加藤成光訳) 「汎北極海洋保護区ネットワークの枠組：今後の課題と評価」稲垣治、柴田明穂編著『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』東信堂 pp. 169-179.
- ヴァンダーズワグ (2018) 「北極海のガバナンス：揺れうごく海の姿、霞む水平線」稲垣治、柴田明穂編著『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』東信堂 pp. 15-29.
- 西本健太郎 (2018) 「極海コード採択後の北極海の航行規制」稲垣治、柴田明穂編著『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』東信堂 pp. 49-56.
- 日本 (2015) 「我が国の北極政策 (平成 27 年 10 月 16 日総合海洋政策本部決定)」
- 日中韓 (2018) 「第 3 回北極に関する日中韓ハイレベル対話共同声明」(2018 年 6 月 8 日)
- ジョNSTON (2018) 「北極評議会を通じた環境ガバナンス」稲垣治、柴田明穂編著『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』東信堂 pp. 30-48.
- AC (1996). Declaration on the Establishment of the Arctic Council, 19 September 1996 Ottawa, Canada.
- AC (2013a). Vision for the Arctic, 15 May 2013, Kiruna, Sweden.
- AC (2013b). Arctic Council Rules of Procedure Revised by the Arctic Council at the Eighth Arctic Council Ministerial Meeting, 15 May 2013, Kiruna, Sweden.
- AC (2013c). Arctic Council Observer Manual for Subsidiary Bodies.
- AC (2015). Iqaluit Declaration, 29 April 2015, Iqaluit, Canada.
- AC (2017). Fairbanks Declaration, 11 May 2017, Fairbanks, United States.
- AC (2019). Statement by the Chair Minister for Foreign Affairs of Finland, 6-7 May 2019, Rovaniemi, Finland.
- AC Secretariat (2014). *Scientific Cooperation: Making a good thing even better* [online] <<https://www.arctic-council.org/index.php/en/our-work2/8-news-and-events/192-scientific-cooperation-making-a-good-thing-even-better>>[Accessed 10. 4. 2019].
- ACSAO (2009). *Meeting of Senior Arctic Officials FINAL Report*, 12-13 November 2009, Copenhagen.
- ACSAO (2011). *Senior Arctic Officials (SAO) Report to Ministers*, May 2011, Nuuk, Greenland.
- ACSAO (2015). *Senior Arctic Officials (SAO) Report to Ministers*, 24 April 2015, Iqaluit, Canada.
- Bloom, E. T. (1999). Establishment of the Arctic Council, *American Journal of International Law*, Vol. 93 No. 3, pp. 712-722.

- Dorrough, D. S. (2017). The Rights, Interests and Role of the Arctic Council Permanent Participants, Robert C. Beckman et al (eds.) *Governance of Arctic Shipping*, Brill Nijhoff Leiden/ Boston, pp. 68-103.
- EGBCM (2017). *Expert Group on Black Carbon and Methane: Summary of progress and recommendations 2017*.
- EU (2008). *European Parliament resolution of 9 October 2008 on Arctic governance*, P6_TA (2008) 0474.
- EU (2016). *Joint Communication to the European Parliament and the Council: An integrated European Union policy for the Arctic*, JOIN (2016) 21 final.
- EPPR (2018a). *EPPR Working Group Report to SAOs*, March 2018, Levi, Finland.
- EPPR (2018b). *EPPR Working Group Report to SAOs*, November 2018, Rovaniemi, Finland.
- Graczyk, P. and Koivurova, T. (2013). A New Era in the Arctic Council's External Relations? Broader Consequences of the Nuuk Observer Rules for Arctic Governance, *Polar Record*, Vol. 50 Issue 3, pp. 225-236.
- Graczyk, P. and Koivurova, T. (2015). The Arctic Council, Leif Christian Jensen et al (eds.) *Handbook of the Politics of the Arctic*, Edward Elgar, pp. 298-327.
- Kankaanpää, P. and Young, O. R. (2012). The Effectiveness of the Arctic Council, *Polar Research*, Vol. 31, Issue 1.
- Knecht, S. (2016). Procedural Reform at the Arctic Council: the Amended 2015 Observer Manual, *Polar Record*, Vol. 52 Issue 5, pp. 601-605.
- Kovurova, T. (2010). Limits and Possibilities of the Arctic Council in a Rapidly Changing Scene of Arctic governance, *Polar Record*, Vol. 46 Issue 2, pp. 146-156.
- Molenaar, E. J. (2012). Current and Prospective Role of the Arctic Council System within the Context of the Law of the Sea, *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 27 (2012), pp. 553-595.
- Molenaar, E. J. (2017). The Arctic, the Arctic Council and the Law of the Sea, Robert C. Beckman et al (eds.) *Governance of Arctic Shipping*, Brill Nijhoff Leiden/ Boston, pp. 24-67.
- Nilsson, A. E. (2012). Knowing the Arctic: The Arctic Council as a Cognitive Forerunner, Thomas T. Axworthy et al (eds.) *The Arctic Council*, pp. 191-224.
- PAME (2013). *The Arctic Ocean Review Project, Final Report (Phase II 2011-2013)*, May 2013.
- Pedersen, T., (2012). Debates over the Role of the Arctic Council, *Ocean Development & International Law*, Vol. 43, pp. 146-156.
- Smieszek, M. (2017). The Agreement on Enhancing International Arctic Scientific Cooperation: From Paper to Practice, *Arctic Yearbook 2017*, pp. 439-445.
- Takei, Y. (2013). Agreement on Cooperation on Aeronautical and Maritime Search and Rescue in the Arctic: an assessment, *Aegean Review of the Law of the Sea and Maritime Law*, Vol. 2, pp.

81-109

- Takei, Y. (2015). The Role of the Arctic Council from an International Law Perspective: Past, Present and Future, *The Yearbook of Polar Law*, Vol. 6, pp. 349-373.
- WWF (2008). *A New Sea: The Need for a Regional Agreement on Management and Conservation of the Arctic Marine Environment*.
- WWF (2010). *International Governance and Regulation of the Marine Arctic*.
- Young, O. R. (2009). Whither the Arctic? Conflict or Cooperation in the Circumpolar North, *Polar Record*, Vol. 45, pp. 73-82.
- Young, O. R. (2016). The Arctic Council at Twenty: How to Remain Effective in a Rapidly Changing Environment, *UC Irvine Law Review*, Vol. 6 Issue 1, pp. 99-119.